

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁網損傷
発生日時	令和元年10月18日 07時30分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市育波漁港北西方沖 育波港西防波堤灯台から真方位315° 1.4海里付近 (概位 北緯34° 32.9′ 東経134° 52.6′)
事故の概要	プレジャーボート友誠丸は、航行中、漁船住吉丸及び漁船住吉丸は、2そうびきでえい網中、友誠丸が、2そうびきの漁網を乗り切り、同漁網が損傷した。
事故調査の経過	令和元年11月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 友誠丸、6.1トン 252-27161和歌山、個人所有 B 漁船 住吉丸、4.8トン HG3-38154（漁船登録番号）、個人所有 C 漁船 住吉丸、4.8トン HG3-37130（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定 C 船長C、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 漁網に切断 C 漁網に切断
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、約18ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で西進中、船長Aが、B船及びC船を認めた際、2そうびき漁を行っているとは思わず、約100mある両船の中央を通過すれば、航行に支障がないと思い、航行を続けていたところ、前路にボンデンの存在を認めて機関を停止したものの、B船及びC船が引く漁網(以下「本件漁網」という。)を乗り切って停止した。 B船及びC船は、それぞれ船長が1人で乗り組み、2そうびきにより本件漁網を約1knの速力でえい網しながら、東進中、船長Bが、船首方約200mに本件漁網に向かう態勢のA船を視認し、停止するよう両手を振ったものの、A船が本件漁網を乗り切った。

	B船及びC船は、汽笛を備えていなかった。
<b>分析</b>	<p>A船は、西進中、船長Aが、B船及びC船を認めた際、約100mある両船の中央を通過すれば航行に支障がないと思い、両船の中央を航行したことから、本件漁網を乗り切り、本件漁網を切断したものと考えられる。</p> <p>B船及びC船は、2そうびきにより本件漁網をえい網して東進中、船長Bが、本件漁網に向かう態勢のA船に対し、停止するよう両手を振ったものの、気付かせることができなかつたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が西進中、B船及びC船が、2そうびきでえい網中、船長Aが、両船の中央を航行し続け、また、船長Bが、本件漁網に向かう態勢のA船に対し、両手を振ったものの、気付かせることができなかつたため、A船が本件漁網を乗り切って本件漁網を切断したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業中の漁船に接近する場合は、速力を減じ、できるだけ距離を離して航行するとともに、漁具の存在に注意して航行すること。</li> <li>・ 漁船は、操業中、漁具に向かって航行している船舶に対して音等により注意を促すことができるよう、汽笛もしくは、有効な音響信号を発する装置の設置を行うことが望ましい。</li> <li>・ 漁業の盛んな海域を航行する船舶は、漁法についても事前に調査すること。</li> </ul>